

健康すいた 21（第 3 次）素案に対する提出意見と市の考え方（案）

1 意見募集の概略

（1）募集期間

令和 3 年（2021 年）12 月 16 日（木）～令和 4 年（2022 年）1 月 21 日（金）

（2）対象者

- ・市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人
- ・市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体
- ・上記のほか、本計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体

2 提出意見

5 件（1 通）

3 提出意見と市の考え方（案）

NO	章	項目	御意見	市の考え方（案）
1	第4章 分野別取組	分野5 歯と口腔の健康	<p>117頁、ア 次世代について</p> <p>受動喫煙しないことが口腔の健康に重要な ので記載されたい。</p> <p>親から受動喫煙を受けてる児童の歯茎は黒 ずむなどの影響がある。</p>	<p>保健センター実施の両親教室におきまし て、歯みがき習慣に加え、受動喫煙による 歯と口腔への影響等についての知識の普及 啓発を行っております。</p> <p>受動喫煙による影響は歯と口腔のみなら ず、他の様々な分野にも関わることから、 「分野6 たばこ」において、受動喫煙の 影響についての啓発を進めてまいります。</p>
2	第4章 分野別取組	分野6 たばこ	<p>123頁、市民のめざす姿について</p> <p>喫煙をしない、受動喫煙をさせないに、 「タバコを売らない」も追加して欲しい。売 ってなければ買わなくなり吸わなくなるから だ。どこでもタバコが手に入る状態は、喫煙 者の薬物探索行動を助長するため、彼らの禁 煙を困難にする。確か、フレンドマート健都 店ではタバコを売ってなかったと思う。よい 取組なので広がるよう奨励すべき。</p>	<p>市民のめざす姿は、市民の皆様が健やか な生活習慣を身につけていただく上で必要 である市民の主体的な取組を記載してお り、「タバコを売らない」ではなく、「タ バコを買わない」というのが適当と考えま す。</p> <p>それにつきましては、「喫煙をしない」 に包含されることから、現行どおりとしま す。</p>

NO	章	項目	御意見	市の考え方（案）
3	第4章 分野別取組	分野6 たばこ	<p>123頁、成果指標について</p> <p>大阪北摂たばこ商業協同組合の加盟店舗数を加えて欲しい。この減少は、たばこが吸いにくい雰囲気醸成が進んだことを意味するからだ。大阪北摂たばこ商業協同組合は吹田市を含む北摂4市1町と茨木管内たばこ税連絡協議会を結成し、たばこ税向上発展や地元購買促進等を目的に活動している。この活動はタバコを吸いやすい雰囲気醸成を狙ったものであり、スモークフリーの進展を阻むものである。大阪北摂たばこ商業協同組合の加盟店舗数は、減少傾向にあるものの平成31年度で未だ89店舗ある。この店舗数の減少は、茨木管内たばこ税連絡協議会の活動規模の縮小を意味するため、スモークフリーの進展度合いを測る1つの指標となりうる。目標値は0とすべき。</p>	<p>成果指標は、事業の目的・目標の達成度を測る指標であり、本計画における個別分野では、各分野における市民のめざす姿の達成度を測る指標を設定しております。</p> <p>健康づくり「分野6 たばこ」の市民のめざす姿「喫煙をしない、受動喫煙をさせない」の成果指標としては、現行の指標が適切と考えております。</p>

NO	章	項目	御意見	市の考え方（案）
4	第4章 分野別取組	分野6 たばこ	<p>125頁、法律・条例による屋内禁煙の徹底と屋外受動喫煙の減少について</p> <p>過去に何度も通報してますが、関西大学の特定屋外喫煙場所の周囲で違法に喫煙が日常的に繰り返されています。罰則適用しないのなら大阪府に保健所業務を返上して下さい。</p> <p>また密閉型喫煙所を設置しても結局はダクトから有害物質が排気されるのですから周囲への受動喫煙はなりません。大阪大学の「卒煙支援ブース」の周囲では受動喫煙が生じています。</p> <p>タバコ対策の第一はまず、何よりも先にタバコ産業と手を切ることです。駅前にJTから喫煙所の寄贈を受けるのは止めないといけない。JTはタバコを吸わせ続けるために5年以上の設置を条件として喫煙所の寄贈をしているのだから、これを受け取ってはスモークフリーは最初から頓挫してしまう。吹田市はスモークフリーを掲げる前にJTフリーを実行し</p>	<p>健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に抵触する通報があった場合は、速やかに施設管理者に対し、事実確認・指導を行っております。</p> <p>健康すいた21（第3次）においても、「法律・条例の規制による屋内禁煙の徹底」とともに、「屋外公共空間における受動喫煙の機会の減少」を掲げ取り組んでまいります。</p>

NO	章	項目	御意見	市の考え方（案）
			<p>なければならない。</p> <p>自らをJTの呪縛から解放すべし。健都でも国立循環器病研究センターの研究者がJTが資金提供をしている喫煙科学研究財団から助成金を受け取っている。これは利益相反に当たる。</p> <p>タバコマネーフリーも実現しないとイケない。タバコ産業の影響下にあってはスモークフリーは実現されない。</p>	
5	第4章 分野別取組	分野6 たばこ	<p>126頁、未成年者の喫煙防止のための教育について</p> <p>民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられるので、未成年者ではなく、20歳未満とすべきではないか。20歳以上でもタバコを吸わない選択ができるように教育することについては賛成である。</p>	<p>御意見を受けて、下記のとおり表現を修正しました。</p> <p>（3）20歳未満の者の喫煙防止のための教育</p> <p>20歳未満の者に対したばこの害を伝え、20歳未満の内は当然ながら、20歳を迎えてからもたばこを吸わない選択ができるよう「たばこを吸わせない教育」を進めます。</p>